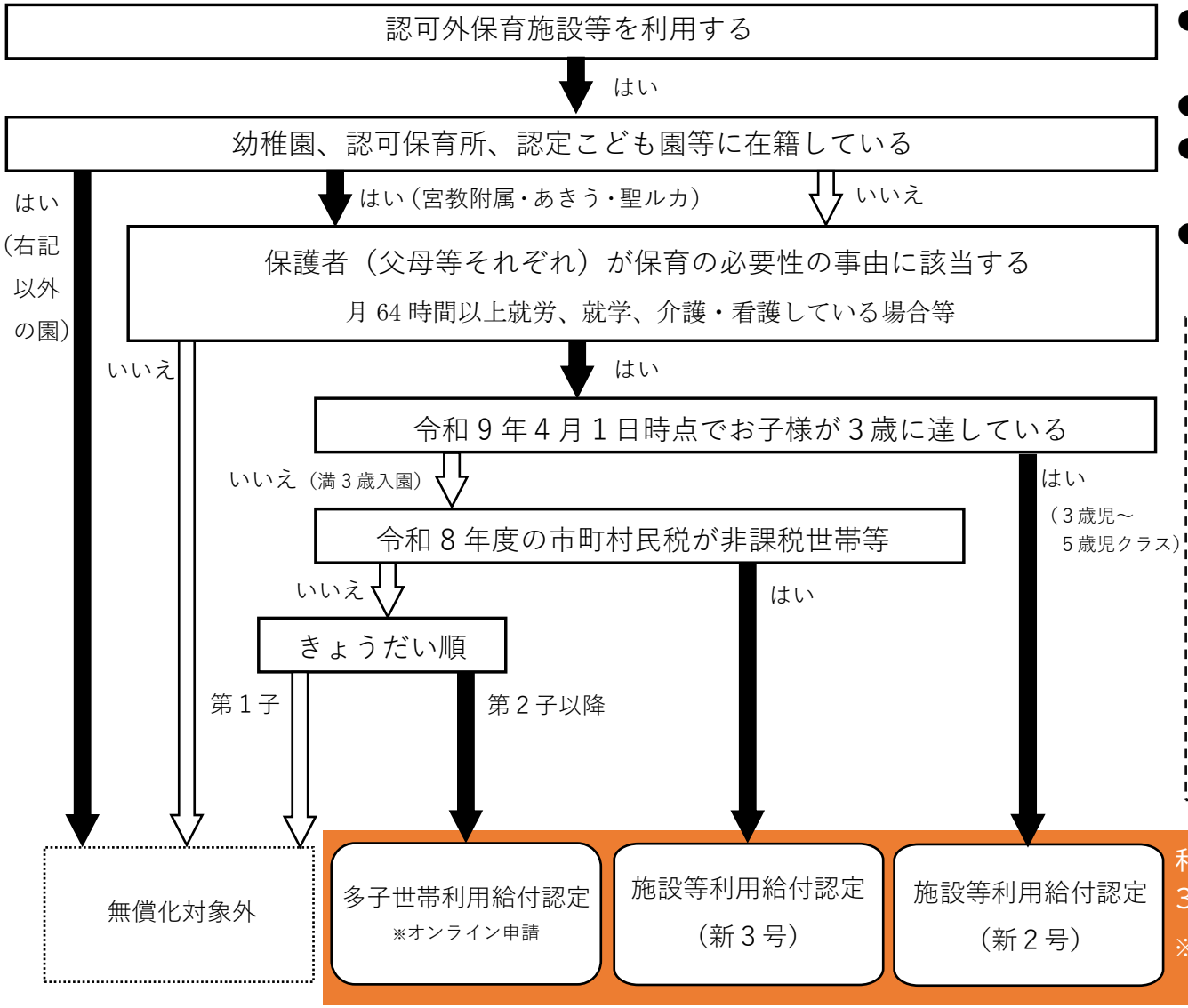
認可外保育施設（企業主導型を除く）・一時預かり事業・病児保育事業・仙台すくすくサポート事業を利用予定の児童の保護者の皆様へ

・利用料を無償化の対象とするためには、「認定」が必要です。

・ご家庭の状況に応じ必要な認定をご確認いただき、仙台市幼児教育無償化事務センターへ申請してください。



●幼稚園（宮教附属・あきう・聖ルカを除く）、認可保育所、認定こども園等に在籍していない方が対象です。

●申請に必要な書類等は各申請案内等をご確認ください。

●きょうだいで利用する場合も、それぞれのお子様についての申請が必要です。

●認定の日付を遡ることはできませんので、**認定開始希望日前に申請してください。**

【お問い合わせ先】

仙台市幼児教育無償化事務センター

0120-587-287

【仙台市ホームページ】

幼児教育・保育の無償化（新２号・新３号）

第２子以降の保育料無償化（多子世帯利用給付認定）

利用料が月額上限額の範囲内で無償化

3～5歳児：40,300 円/月　満3歳児：月額 45,700 円/月

※宮教附属・あきう・聖ルカの場合

3～5歳児：上限 12,300 円/月　満3歳児：上限 17,700 円/月

◆ 一時預かり・病児保育・すくサポの場合は、上記無償化制度の他にも減免等がございます。詳しくは各事業の仙台市ホームページをご覧ください。